

まちづくり通信 創刊号

上田市は独自の「(仮称)自治基本条例」策定を目指します

発行日 / 平成 20年 10月 20日 発行元 / 上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会

「自治基本条例」とは

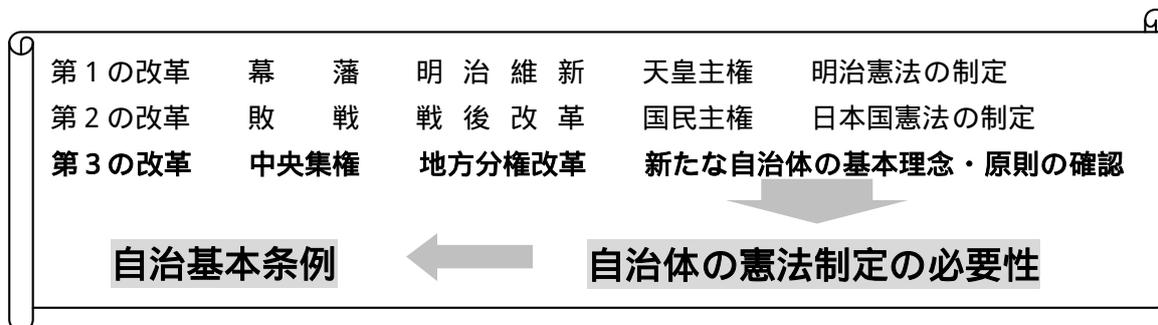
国の三位一体の改革によって地方に税源を移譲するという方針が出され、日本は地方分権の時代が到来したといわれています。この変革は明治維新による明治憲法の制定、戦後改革による日本国憲法の制定に次ぐ第3の改革といわれ、平成の地方分権改革によって自らの手でまちづくりの舵を取ることができるようになった地方都市では、市民を中心として新たな自治体の基本理念、基本原則を確認する条例の制定が全国的に進んでいます。こうした、市民が主体となって地域のために活動できるよう市民・行政・議会それぞれの権利や責務を広く示した取り決めを、一般的に自治基本条例と呼び、多くの場合、その自治体の最高規範として位置づけられています。

なぜ、上田市に「(仮称)自治基本条例」が必要なのか

上田市は平成 18 年 3 月に上田市・丸子町・真田町・武石村の四市町村が合併して新しいスタートを切りました。新市ではより良いまちづくりのため、それぞれの地域の特色を活かす「地域内分権」を目指して7つの地域自治センターを設置し、身近な住民サービスの提供や地域住民の情報交換、まちづくり活動や交流の拠点として機能しています。

「自治」に関する基本的な事からは、憲法と地方自治法をはじめとする国の法令で定められています。しかし、それらの法令は主に行政の手続きに関する規定が示されており、協働という立場に立った「住民自治」についての取り決めは詳細に示されていません。

そこで、合併により新市が誕生したことをきっかけとして、上田市の地域内分権を推進していくため、自分たちのまち(地域)のことは自分たちが主体となって考え、市民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいくための基本的な約束・ルールを、市民主導で検討していただきたいと考えています。この約束・ルールが仮称「(仮称)自治基本条例」です。



第1回策定委員会を開催しました

平成20年8月23日に「上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会」の第1回会議が開催されました。検討委員会26名の市民の皆さんで構成されています。内訳は住民自治の基礎となる自治会の代表として自治会連合会から1名、合併を機に作られた地域の多様な意見集約機関としての地域協議会から1名、地域活動の要となる地域防犯の観点として上小防犯協会から1名、地域ネットワーク、福祉、環境、子育て、防災などにまちづくり活動に携わっている市民から19名、委員会開催の一般公募に公募した市民4名の計26人となっています。

丸子文化会館セレスホールで開催した「まちづくり講演会」の講師としていらしていた、四日市大学教授岩崎恭典先生も検討委員会に参加していただき、数多くのまちづくり活動や自治基本条例のアドバイザーをされた経験をもとに、検討委員の皆さんの質問や疑問にお答えいただきました。



事務局から

検討委員会の配布資料や議事録などの情報は、上田市役所ホームページからご覧いただけます。

【事務局】上田市役所政策企画局まちづくり協働課 電話 0268-22-4100（内線 1354）

【ホームページ】<http://www.city.ueda.nagano.jp>

【ご意見はこちらから】<http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/ht/jiti/kihon.html>